

# 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の平成 28 事業年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、現地に赴き業務、財産の状況を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の有効性の評価に際しては、整備及び運用の取り組み状況について監視、検証を行うとともに、役職員等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の検証に当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法により、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## Ⅱ 監査の結果

### 1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

中期計画に基づき平成28年度計画で掲げた業務の執行は、法令等に従い適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。

### 2. 機構の内部統制システムの整備及び運営についての意見

監査の結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める事由は見当たらない。

また、財務報告に重要な影響を及ぼす重大な欠陥は見当たらない。

機構の内部統制システムが以下のとおり一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して整備・運用されていることから、機構の内部統制システムは適切に整備され、運用されていると認められる。

内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について指摘すべき事項は認められない。

内部統制の最高機関である内部統制委員会、その下部に位置するコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会では、それぞれ3回の委員会を開催して、年間の活動方針・計画の策定、活動計画の進捗状況の把握と適切な指導・助言そして活動結果の総括並びに成果及び課題の確認等を行う等、機構の内部統制推進機関としての機能を果たしている。

内部統制委員会では、基本理念及び運営方針の下位概念の「行動指針」を新たに採択して、役職員が積極的に実践すべき具体的指針を掲げて、理事長の方針や考えが全役職員に周知された。

また、役職員の意識改革を図るために、新規転入役職員に対する内部統制の研修を強化したほか、諸規定の見直しを行い、改正通則法や業務方法書との整合性が図られた。

なお、内部統制に係る各委員会の活動状況についてはイントラネットを通じて役職員に伝えられた。

内部監査については、監査指摘事項のフォローアップ期間を勘案して、監査ス

ケジュールを前倒したほか、監査スキル向上等により内部監査の精度を高めてモニタリング機能の強化が図られた。

コンプライアンス委員会では、内部統制ハンドブックを制作して全役職員に配布するとともに、これを内部研修ツールとして活用している。

また、コンプライアンスチェックシートを制作して、全役職員に倫理チェックを実施したほか、違反事例をテーマにした職員間討議が研修カリキュラムに導入された。

リスク管理委員会では、サイバーセキュリティ基本法の改正に伴い、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、情報セキュリティ体制の整備に取り組んだ。

また、業務フローチャートについては、前年に引き続き役職員個々の業務プロセスの可視化や潜在的リスク及びリスクを統制する存在の把握に取り組み、個々の業務プロセスに係る内部統制の不備の点検及び解消が図られた。

### **3. 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実のあったときは、その事実**

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### **4. 財務諸表等についての意見**

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

### **5. 事業報告書についての意見**

事業報告書は、法令に従い機構の事業状況を正しく示していると認める。

### Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 役職員の給与水準の状況、法人の長の報酬水準、随意契約の適正化を含む入札・契約の状況、調達等合理化の取り組みは、いずれも閣議決定の趣旨を踏まえて適切に実施されていると認める。

#### 2. 保有資産について

当機構は「福岡空港特定運営事業等実施方針」（平成 29 年 3 月 24 日国土交通省航空局）において滑走路増設事業の完了（平成 37 年 3 月予定）から 4 年後（平成 41 年 3 月）に廃止が予定されている。

このため、保有資産については、民間委託に係る国の動向等を踏まえつつ、廃止までの間に想定される資金リスク(再開発事業資産の経年劣化による大規模修繕費、出資金、再開発事業に係る敷金・保証金、除去債務等)に備えるとともに、円滑な政策遂行のために準備していくのが妥当と考える。

#### 3. 業務の効率化への取組み

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成 24 年 1 月 20 日)を踏まえて、今中期計画に組織及び定員の見直し計画を平成 29 年度末の実施予定として織り込んでいたが、平成 29 年度期首から 1 年前倒して実施に踏み切った。これにより平成 29 年度には年間 13 百万円の人件費削減が見込まれ、今中期計画の所期の目標をクリアする見通しである。

平成 29 年 6 月 27 日

独立行政法人空港周辺整備機構

監 事 伊 藤 正 一 ㊟

監 事(非常勤) 山 本 智 子 ㊟